

働くあなたにやさしい保険

この資料は、「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込みに際しては、「重要事項に関するお知らせ(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。

ポイント 1

「生活費」をしっかりサポート!

- ご契約の際に特定疾病年金の受取方法(年金の種類)をお選びいただけます。
保険期間満了まで受け取れる有期年金
 被保険者が、特定疾病により所定の状態に該当された場合、被保険者が生存されている限り、保険期間満了まで特定疾病年金をお受け取りいただくことができます。
5年間受け取れる確定年金
 被保険者が、特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金支払期間(5年)満了まで、特定疾病年金をお受け取りいただくことができます。
- 特定疾病年金の支払事由発生後は保険料の払い込みは不要です。
 ※この保険は保険期間を通じて死亡保障がありません。

ポイント 2

一時的な出費に備えることもできます!

- 特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)を付加することにより、一時的な出費に備えることもできます。
- 特定疾病一時金**
 被保険者が、特定疾病により所定の状態に該当した場合、特定疾病一時金をお受け取りいただくことができます。
- 上皮内がん診断一時金**
 被保険者が、給付責任開始日*以後、特定疾病一時金の支払事由に該当せず、生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合、特定疾病一時金額の10%をお受け取りいただくことができます。
 *責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし、91日目以降に復活をされた場合は復活日。
 ※特定疾病一時金が支払われた場合、この特約は消滅します。

ポイント 3

所定の要件で以後の保険料払込を免除!

つぎの状態に該当された場合、以後の保険料のお支払いは必要ありません。

上皮内がんの
診断確定

所定の
高度障害状態

所定の
身体障害の
状態

※上皮内がんの診断確定、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態について、**くわしくは裏面をご覧ください。**

※特定疾病(所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態に該当された場合について、**くわしくは裏面をご覧ください。**

▲この保険は保険期間を通じて**解約払戻金がありません。**

【仕組図(イメージ)】仕組図(イメージ)は、減額等があった場合を想定しておらず、**将来の特定疾病年金月額等を保証するものではありません。**

保険期間満了まで受け取れる有期年金



5年間受け取れる確定年金



商品の概要・主な取扱規程

特定疾病年金	
支払事由	被保険者が保険期間中に特定疾病により所定の状態に該当されたとき
支払金額(有期年金)	契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病年金支払起算日*にお支払いします。第2回目以後の特定疾病年金は月単位の特定疾病年金支払起算日ごとに被保険者が生存している限り、特定疾病年金支払期間満了日まで毎月お支払いします。
支払金額(確定年金)	契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病年金支払起算日*にお支払いします。第2回目以後の特定疾病年金は月単位の特定疾病年金支払起算日ごとに、特定疾病年金支払期間(5年)満了日までお支払いします。

保険期間	50歳満了～80歳満了
解約払戻金	なし
配当金	なし
契約年齢範囲	20歳～70歳(満年齢)
特定疾病年金月額	5万円以上(1万円単位)
年金の種類	有期年金・確定年金(特定疾病年金支払期間:5年)
付加できる特約	特定疾病一時金特約(無解約払戻金・Ⅱ型)、責任開始期に関する特約、指定代理請求特約

*特定疾病年金の支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日
 ※上記のお取り扱い、被保険者の契約年齢等により異なります。また、募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

【特定疾病により所定の状態に該当された場合について】

特定疾病により所定の状態に該当された場合とは約款に定めのある下記①～③をいいます。

①被保険者が、給付責任開始日*¹以後、保険期間中に生まれて初めて所定のがん*²と診断確定された場合。

②被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。

●手術を受けられた場合。

●継続して20日以上入院をされた場合。

③被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的としてつぎのいずれかに該当された場合。

●手術を受けられた場合。

●継続して20日以上入院をされた場合。

* 1 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

* 2 所定のがんについて、前がん状態の病変、境界悪性、上皮内がんは、お支払いの対象とはなりません。したがって子宮筋腫のような良性新生物、大腸の粘膜内がんなどの上皮内がんはお支払いの対象とはなりません。

※所定のがん・急性心筋梗塞・脳卒中について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【保険料の払込免除について】

●上皮内がんと診断確定された場合、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料（特約部分を含む）の払い込みが免除されます。

・被保険者が給付責任開始日*以後、保険料払込期間中に生まれて初めて上皮内がんと診断確定された場合。

・被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態に該当した場合。

・被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態に該当した場合。

* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※上皮内がんと診断確定された場合、所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

「働くあなたにやさしい保険」は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なります。元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

【募集代理店】

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

【お客様サービスセンター】 ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

【ホームページ】 <http://www.tdf-life.co.jp>